



転居

あてはまる手続きをご自身で確認してください

| 下記にあてはまる方は世帯にいますか？ | 手続き | 必要なもの | 該当 | 受付窓口 | 受付済 | | |
|--|--|--|--|------------------------------------|----------------|--------------------|---------|
| 住所 戸籍 | マイナンバーカードをお持ちの方 | ・カードの住所変更 ・署名用電子証明書の再発行 | お持ちの方 ・マイナンバーカード *暗証番号を入力していただきます | | | | |
| | 申請したマイナンバーカードを受け取っていない方 | 💡カードが出来上がりましたら、新住所あてにお知らせします 💡カードが出来ている場合は、持参書類を確認したうえで、交付します ⚠️新住所を追記します。 新住所のみ記載したカードをご希望の場合は再申請が必要です | ⚠️持参書類に関しては、窓口でご相談ください ⚠️再申請を希望する場合は受付窓口でご相談ください | 1階3 | 戸籍住民課 | | |
| | 印鑑登録をしている方 | 💡住所は自動的に変更になります | | | | | |
| 保険 年金 | 国民健康保険に加入している方 | ・新しい資格確認書*の交付 | ・旧住所の資格確認書 | | | | |
| | →各種認定証をお持ちの方 | ・新しい認定証の交付 | ・旧住所の限度額適用認定証 ・旧住所の限度額適用・標準負担額減額認定証 | | | | |
| | 75歳以上の方 または65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方 | ・新しい資格確認書*の交付 | ・旧住所の資格確認書* | | 1階4 | 保険年金課 | |
| | →各種認定証をお持ちの方 | ・新しい認定証の交付 | ・旧住所の特定疾病療養受療証等 | | | | |
| 国民年金に加入中の方 | ・年金記録の確認 ⚠️記録の空白期間の有無、納付状況の確認等 | お持ちの方 ・年金手帳 ・基礎年金番号通知書 | | | | | |
| 介護 保険 | 介護保険証をお持ちの方 (65歳以上または要介護(要支援)認定を受けている方) | ・介護保険証の住所変更 | ・介護保険証 | | 1階5 | 長寿介護課 | |
| | 障がい | 障害者手帳・自立支援医療受給者証をお持ちの方 | ・各種手帳の住所変更 | ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳等 | | 1階6 | 障がい福祉課 |
| | | 心身障がい者医療証をお持ちの方 | ・心身障がい者医療証の住所変更 ⚠️変更届の提出が必要 | ・心身障がい者医療証 | | | |
| 子ども | 小学生・中学生のお子さんがある方 | | | | | | |
| | →通学区域が変わる方 | ・転校手続き (転入学通知書の交付) | 前の学校で発行される ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書 ⚠️上記の書類と担当課で発行される 転入学通知書を学校へ提出 | | 5階3 | 学校教育課 及び通っている学校 | |
| | →通学区域が変わらない方・転校を伴わない方 | ・住所変更 | | | | | |
| | →上記以外の方 | ・指定校変更申請等 | ⚠️受付窓口でご相談ください | | | | |
| | 児童手当を受給している方 (0歳～18歳の年度末まで) | 💡手続きは必要ありません | | | | | |
| | →児童と異なる住所に住む方 | ・別居監護の申立 ⚠️同月中に同居になる場合は不要 | ⚠️公務員世帯の方は、勤務先へ申請してください | | 分庁舎(こどもみらいプラザ) | | |
| | こども医療証をお持ちの方 (0歳～18歳の年度末まで) | ・こども医療証の住所変更 ⚠️変更届の提出が必要 | ・こども医療証 | | 1階1 | こどもみらい課 | |
| | 子育て家庭紙おむつ等支給事業を受給している方 | ・住所変更 | | | | | |
| | 保育所・認定こども園・幼稚園・小規模保育施設に入園しているお子さんがいる方 | ・住所変更 | ・家庭状況変更届(保育所利用の場合のみ) | | | | |
| | 児童コミュニティクラブ利用中のお子さんがある方 | | | | | | |
| | →転居に伴い転校し、転校先のクラブを利用したい場合 | ・退所手続き(現在利用中のクラブ) ・入所申請(新しく通う学校のクラブ) | ・退所届 ・申請書、就労証明書等 ⚠️詳細はお問い合わせください | | 分庁舎(こどもみらいプラザ) | 1階3 | 保育・幼稚園課 |
| | →転居するが転校はしない場合 | ・住所変更の手続き | ・家庭状況変更届 💡クラブに直接提出も可 | | | | |
| →転居に伴い退所する場合 | ・退所手続き | ・退所届 💡クラブに直接提出も可 | | | | | |
| ひとり親家庭等に該当している方 *世帯構成に変更がある方は、別手続きが必要になる場合があります | ・児童扶養手当の住所変更 ・受給者証の住所変更 ⚠️変更届の提出が必要 | ⚠️受付窓口でご相談ください ・ひとり親福祉医療証 | | 分庁舎(こどもみらいプラザ) | | | |
| 特別児童扶養手当を受給している方 | ・特別児童扶養手当の住所変更 | ⚠️受付窓口でご相談ください | | 1階1 | こどもみらい課 | | |
| 心身障がい者医療証をお持ちの方 | ・心身障がい者医療証の住所変更 ⚠️変更届の提出が必要 | ・心身障がい者医療証 | | 1階6 | 障がい福祉課 | | |

*資格確認書はマイナ保険証をお持ちで無い方が対象

| 下記にあてはまる方は世帯にいますか？ | 手続き | 必要なもの | 該当 | 受付窓口 | 受付済 | |
|--------------------|-----------------------|----------------|------------------------------|------|--|--|
| 税・料金 | 上下水道を使用する方、または使用をやめる方 | ・使用開始申込み及び中止届 | 💡インターネットで手続きできます | | 神奈川県 水道部経営課 0570-005959 | |
| | 市税や国保税の納付について相談される方 | ・納税相談 | ⚠️受付窓口でご相談ください | | 1階 11 収納課 | |
| その他 | ごみの出し方 | (ごみの出し方パンフレット) | | | 1階 3 戸籍住民課 | |
| | 粗大ごみの処分が必要な方 | ・戸別収集の申し込み | 💡ごみの出し方パンフレットやホームページでご確認ください | | 環境美化センター (伊勢原市神戸 378) 清掃リサイクル課 0463-94-7502 | |

伊勢原市役所

〒259-1188
伊勢原市田中348番地



市役所代表電話
0463-94-4711



お電話を担当へ
おつながります

窓口受付時間 午前 9時00分 ~ 午後 4時30分

第2・4土曜日 午前9時00分~正午 (戸籍住民課・保険年金課 (国保係・年金係)・収納課・こどもみらい課のみ開庁)

伊勢原駅の駅窓口センターでは、住民票の写し、印鑑登録証明、戸籍証明および税証明*等の各種証明書の発行窓口としてご利用できます。

火・木曜日、年末年始を除き、土・日曜日、祝日もご利用でき、平日も午後8時まで開所しています。 *税証明は平日 午前9時30分~午後5時まで

マイナンバーカードをお持ちの方は
全国のコンビニで各種証明書を取得
できます。

伊勢原市ホームページ <https://www.city.isehara.kanagawa.jp/>

手続きチェックシート 転居



伊勢原市内で引越しされた方へ

忘れずにお持ちください

転居届

住み始めた日から14日以内に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は「マイナンバーカード」
- ・外国人の方は「在留カード」または「特別永住者証明書」

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。
(いずれも有効期限内のものに限ります。)

1点で
本人確認
できるもの

官公署が発行した顔写真付きのもの



運転免許証

マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・在留カード
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

確認に
2点が
必要なもの

- ・資格確認書
- ・年金手帳*
- ・顔写真付きの社員証、学生証等
- ・介護保険証

*年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

関連する手続きは 内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

代理人の方が手続きするときは

- ① 代理人として来られた方の本人確認をいたします。
- ② 手続きの対象となる方との関係や委任状等により手続きができるかどうか、確認をいたします。
- ③ 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただけます。